

## 日本語教育機関の類型及びその範囲について

## 類型「生活」の視点に関する考察

NPO 法人国際活動市民中心 (CINGA)

法務省告示基準の審査項目についての「生活」の視点からの分析する際に、前提として、基礎日本語教育と地域日本語教室と2つを分けて考える必要がある。

		基礎(初期)日本語教育	地域日本語教室
参加者		地域に暮らす日本語が学習したい人 来日したばかりで日本語がわからない人 長年日本に暮らしてきた人	地域で市民活動に参加したい日本人・外国人住民
目的機能		日本語学習、地域の安心・安全情報の提供	・日本語学習、地域の安心・安全情報の交換 ・居場所・相互理解・人間関係づくり・地域づくり  「生活者としての外国人」が、日本で生活する上で必要な日本語を学ぶ重要な場。日本語以外にも、生活・地域の情報や文化などを学ぶ場となっており、日本語を語学としてだけでなく、地域の日本人住民も参加し対話を通じて日本語を学ぶ場としても機能しています。地域住民が日本語教室の活動に参加することで、多様な言語・文化に対する理解が深まり多文化共生社会に向けた住みやすい地域づくりや地域の活性化にもつながるなど、多角的な意義があります。「日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)」(文化庁)
法務省告示基準の審査項目		基礎(初期)日本語教育	地域日本語教室
名称	○	自治体等が教育活動に対して、プログラム/事業名をつけ、それを審査することはできる	実施主体が自ら活動に名称をつけ、それを確認することはできる
学則		事業目的、公的事業として禁止事項を設けて、審査は可能(留意点)学習者を誰とするのか、在留資格の種類、在留期間など一律に設定するのか。	実施主体が自ら設けて、それを確認することは可能だが、設けないところもある。
設置者	○	自治体等が設置すること	NPO、任意団体など(留意点)企業、大学、日本語学校、宗教法人などの活動もあり
教育課程		カリキュラムを設定し、それを審査することは可能	市民参加による対話活動など多様な活動がある。他対話活動を「todo、場面設定、タスクベース」の教育課程を設定することは可能であるが、審査にはそぐわない
生徒数		定員設定し審査可能	参加者人数を数えることは可能
校長、教員、事務職員		日本語教師(生活日本語教師)や日本語教育コーディネーター、事務方としての自治体職員の配置を審査することは可能	体制は多様であり、審査はむずかしい。自治体が、教育コーディネーター等を配置し、教室活動のサポートすることは可能
点検・評価		有識者による事業評価は可能であり、その体制を審査することは可能	自らの事業の振り返りなどを行い、それを確認することは可能
施設・設備(校地・校舎、教室等)		自治体等が所有する公的な空間での実施し、それを審査することは可能	地域に開かれた場所での実施を確認することは可能(留意点)地域づくりの活動として、場所確保について自治体等からの支援が必要な場合あり
健康診断	×	必要なし	必要なし
入学者の募集		募集時期・内容・人数などは自治体の判断であるが、その内容を審査することは可能	実施主体が自ら設け、それを確認することは可能
入学者選考		入学条件を在留資格などで決めるのかどうか	実施主体が自ら設け、それを確認することは可能
その他運営体制		自治体、国際交流協会等による運営	実施主体が自ら設け、それを確認することは可能
在籍管理、禁止行為、地方出入国在留管理局への報告、抹消の基準		自治体等の判断による	実施主体が自ら決める